

http://www

# 龍昌寺報

令和3年2月1日  
第3号

[宗教法人曹洞宗龍昌寺]

龍昌寺護持会

郵便番号028-1333

岩手県下閉伊郡山田町後楽町4-5

電話0193-82-3089

FAX0193-82-4099

(HP) <http://www.ryushotemple.sakura.ne.jp>

[社会福祉法人三心会]

電話 0193-82-3137

◎山田町第1保育所ブログ

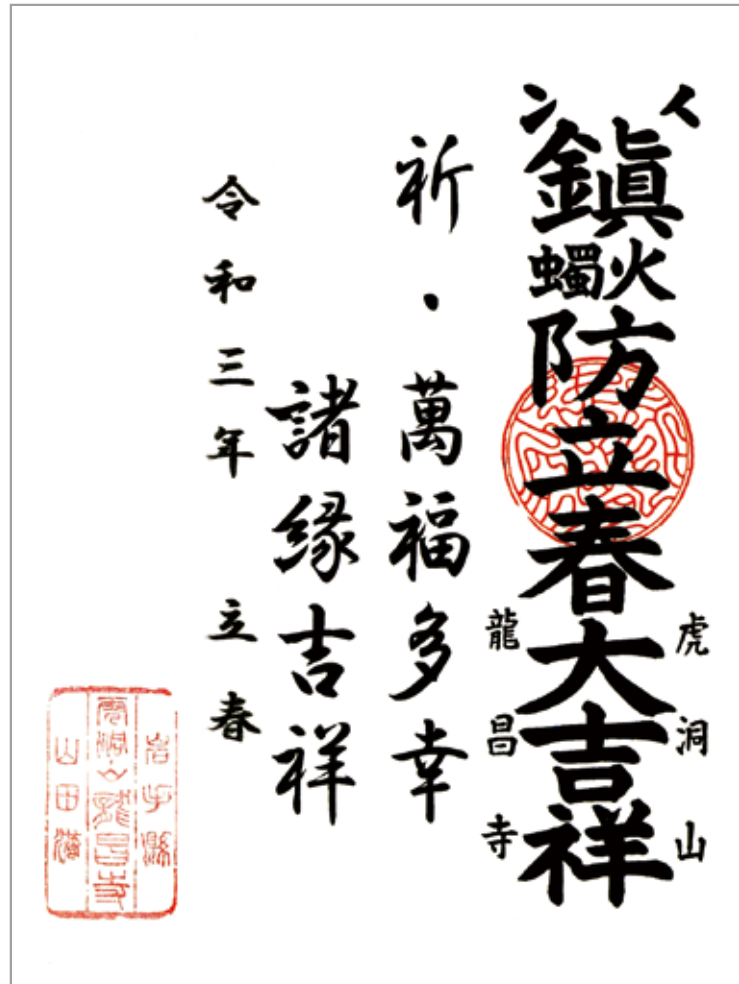
[daiichi3137.blog.fc2.com](http://daiichi3137.blog.fc2.com)

◎織笠保育園ブログ

or [i3219.blog.fc2.com](http://i3219.blog.fc2.com)

◎豊間根保育園

[wncpn538.blog.fc.com](http://wncpn538.blog.fc.com)



## 立春

立春は、大寒という時節も過ぎて、何かと心和む時節の訪れるような表現でございます。厳しかった凍てつく寒さを通り抜けてきた無事を、まずお喜び申し上げる次第です。

仏典の中に、「修行の道場はどのような所ですかと問えば、喪主は戦国荒野にても、この中にみな塔をたてて供養すべし。故は、遺憾まさに知るべし。是の処は即ち是れ道場なり」とお示しになっています。草木森羅万象、ことごとく御仏の姿を現じていらっしゃる。立春になったからとて変わるものではない。無限に生きている大自然の姿、それが仏様である。自らもその中の一粒なのだ。目がくらみ、心転倒して、日々の恵みに感謝することが出来ないのでしょうか。自分だけが不幸だ、思うようにいかない、嫁のやることなすこと見るもの全て腹が立つ。そんな心をどこからお拾いになりましたか。業のなす業、そんなものではない。



一切をかなぐり捨てて仏の家に投げ入れるならば、煮えたぎる地獄の釜の湯も、一変して温泉の湯になるのです。念彼<sup>ねん び かん のん りき</sup>観音力、一仏を念じ心よりお慕い申す心を起こし、ご供養を申し上げるならば、万事心が広がり、平和な浄土の境涯に住むことが出来ようことに。故は遺憾まさに知るべし。是の処は即ち道場なり。修行に励んで明るい人生を迎えて春としましょう。

## 月例及び年間行事について

コロナウイルス感染症拡大防止のため、月例及び年間行持は、当分の間檀信徒各位の御参加、御参詣を中止と致します。

尚、東日本大震災犠牲者及び殉難者10周年供養祭は、3月11日午後2時より行います。

本堂前入り口に於いて、ご焼香・合掌を賜い、お帰り頂くよう準備致します。宜しくお願い致します。

龍昌寺住職 謹白

## 龍昌寺墓地運営規定

### (目的・適用)

第一条 本規定は、宗教法人龍昌寺の設置する墓地（以下「墓地」という。）の管理・使用が、適正に行われることを目的として制定され、墓地の管理・使用は、本規定の定めるところによるものとする。

### (管理者)

第二条 墓地の管理者は、宗教法人龍昌寺の代表役員とする。

### (管理者の権限)

第三条 管理者は、本規定の定めるところに従って墓地を管理し、本規定の細則を定めることができる。

### (墓地使用の承認)

第四条 墓地の使用者は、宗教法人龍昌寺の檀徒または信徒に限るものとする。ただし、当法人との特別の関係にある者で、管理者が相当と認めるときは、その使用を承認することができる。

2、墓地を使用しようとする者は、本規定第九条1項に定める「墓地使用申込書（別紙一）」をもって管理者に申し込むものとし、管理者が許可（別紙二）し、墓籍簿（別紙二の許可書をつづって墓籍簿とすることができる。）に登録したときに墓地使用者となるものとする。

3、前項に基づく「墓地使用申込み」の場合には、「永代使用料」を支払うものとする。

### (墓地使用者の義務)

第五条 墓地使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓地を使用するものとする。

(一) 墓地に埋葬しようとするときは、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく埋葬許可書を提出し、管理者の許可を受けるものとする。

(二) 墓地使用者は、管理者の指定した区画を使用し、その区画を自己の費用で他人の区画と区分し、墓碑その他の工作物を設置し、その保全にあたるものとする。

(三) 墓地上の工作物については（別紙三）、その設置前に管理者の承認を受けるものとする。その変更、改造、移転についても同様とする。

(四) 墓地上の樹木の植栽についても管理者の事前の承認を受けるものとする。

(五) 墓地使用者は、曹洞宗の典礼（法要儀式）をもって、追善を行うものとする。

(六) 本規定第五条（二）（三）の項について許可様式（別紙三）の通りとする

(違反行為による使用の取消し)

第六条 墓地使用者が下記各号の一に該当するときは、管理者はなんらの催告を要せず、墓地使用者に対し、その使用許可を取り消すことができる。

- (一) 曹洞宗の典礼、法要、儀式、および慣行を無視しまたは妨げたとき。
- (二) 境内または墓地内で、他宗教、他宗派の典礼、法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
- (三) 墓地使用者が当寺の檀信徒でなくなったとき。
- (四) 本規定第七条2項に違反したとき。

2、墓地使用者が下記各号の一に該当するときは、管理者は相当の期間内に改善することを命ずるものとする。この場合において、墓地使用者が管理者の命令に従わないときは、管理者は墓地使用者にたいし、その使用許可を取り消すことができる。

- (一) 使用墓地を墓地以外の目的に使用すること。
- (二) 墓地上の墓碑その他の工作物が、倒壊、破損その他修繕を要する状態であるとき。
- (三) 正当の事由なく五年以上墓地に参詣しないとき。

(墓地使用の承継)

第七条 墓地使用者が死亡したときは、その地位を承継する者を届け出し、管理者の承認を受けなければならない。

- 2、墓地使用者は、墓地を第三者に譲渡または転貸することはできない。
- 3、墓地使用者が墓地使用者の地位をその親族に継承させる必要が生じたときは、その事由を付し管理者の承認を求めるものとする。

(管理権に基づく処置)

第八条 墓地の管理者が、墓地につき公用収用の必要のためまたは墓地の整備その他の必要のため墓地使用者に対し墓地の改装を求めたときは、墓地の使用者はその求めを拒んではならない。

- 2、本規定第六条により墓地使用許可が取り消されたときは、墓地使用者はただちに墓地上の墓碑その他の工作物を撤去し、墓地を管理者に返還するものとする。
- 3、墓地使用者が墓地使用許可の取消し後2年以内に前項の手続きを完了しないときは、管理者は改装手続きをとることができるものとする。
- 4、本規定に定のない事項は、「墓地・埋葬等に関する法律」及び「判例」・「慣習」等により処理するものとする。

(書式)

第九条 本規定第四条 2 項の墓地使用申込書の様式は、(別紙一) のとおりとする。

2、同項の墓籍簿の様式は、(別紙二) のとおりとする。

第十条 本規定第五条 (三) の地上工作物墓標等設置許可書の様式は (別紙三) のとおりとする。

付則

第十一条 本規定の改正は、檀信徒責任役員会及び護持会理事会の承認決議により効力を生ずるものとする。

第十二条 本規定の試行は、昭和 30 年 4 月 1 日とする。

2、本規定の施行前の墓地使用者は、本規定の施行の日から 1 年以内に、本規定第四条 2 項の書面を提出するものとする。

令和 2 年度 年行持喜捨御送金者御芳名

千葉県 佐久間桂子・一巳 様

愛媛県 阿部聖裕 様

宮城県 松本善英 様

神奈川県 大石秀巳 様

神奈川県 鎌田國男 様

岩手県 黒田俊之 様

ご送金ありがとうございました

## 護持会事務局より

- \* 本年度護持会費納入にご協力頂き、有り難うございました。  
なお、ご住所、世帯主が移動、変更なされる時は、当寺護持会（お寺）まで必ずご一報をお願いいたします。
  - \* 法要、墓参、葬儀等には必ずマスク着用をお願いいたします。
- コロナウイルスの集団感染を防ぎましょう。**
- \* お墓参りの際、線香、ローソクは必ず消してから帰りましょう。

